

島本町文化財保護審議会 会議録

令和6年7月5日作成

会議の名称	令和6年度 第1回島本町文化財保護審議会		
会議の開催日時	令和6年6月5日(水) 午後1時00分～午後2時40分		
会議の開催場所	島本町ふれあいセンター 会議室	公開の可否	<input checked="" type="radio"/> 可 一部不可・ 不可
事務局	教育委員会事務局 教育子ども部 生涯学習課	傍聴者数	4名
非公開の理由(非公開(会議の一部非公開を含む。)の場合)			
出席委員	吉原 忠雄、山中 浩之、村田 路人、鈴木 久男 計 4 名		
会議の議題	議事 第1号報告 「水無瀬離宮の保護と活用を求める要望書について」及び「水無瀬離宮の保護と活用を求める要望についての回答に関する意見書について」 第2号報告 尾山遺跡泉跡再現遺構の完成について 第3号報告 水無瀬家所蔵資料調査について		
配付資料	<ul style="list-style-type: none">・ レジюме・ 水無瀬離宮の保護と活用を求める要望書について 資料1・ 水無瀬離宮の保護と活用を求める要望書について(回答文) 資料2・ 水無瀬離宮の保護と活用を求める要望についての回答に関する意見書について 資料3・ 水無瀬離宮の保護と活用を求める要望についての回答に関する意見書について(回答文) 資料4・ 尾山遺跡泉跡再現遺構完成図(一部抜粋) 資料5・ 尾山遺跡泉跡再現遺構工事写真 資料6・ 尾山遺跡の鎌倉時代の泉跡 資料7・ 御所池瓦窯跡第1号窯 資料8・ 水無瀬家所蔵資料調査について 資料9		

配 付 資 料	<ul style="list-style-type: none">・ 令和5年度 文化財調査活用事業（水無瀬家所蔵資料調査）概要 資料10・ 企画展「信仰と人々の暮らしー禹王伝承ー」チラシ 資料11
審 議 等 の 内 容	別紙会議録のとおり

【会議録】

■教育長あいさつ

■会長あいさつ

■議事

会 長： 第1号報告の「水無瀬離宮の保護と活用を求める要望書について」及び「水無瀬離宮の保護と活用を求める要望についての回答に関する意見書について」について事務局より説明をお願いする。

事務局： 資料1は、令和6年3月5日に「水無瀬離宮を未来へつなぐ実行委員会」の6名の方々が本町に来庁され、直接、町長に渡されたものである。

下記の別添資料が、2～3ページである。署名簿については、個人情報となる氏名及び住所が記されているため、本審議会の資料には添付していない。なお、841名の方から署名をいただいている。

2ページ目をご覧ください。こちらが、要望書の本文である。要約いたしますと、本町は、急速な開発に伴い、実態が明らかにされないまま、重要な遺跡が姿を消している。そして、百山という地域にある関西電力社宅が、現在、解体工事が行われている。

なお、水無瀬離宮は、後鳥羽上皇が造営した後、強風により転倒したため、新しく建て直されたという記述が文献にあり、建て直し後の水無瀬離宮跡は、百山付近に建てられたという説がある。

そして、水無瀬離宮に関する重要な場所であるにも関わらず、既存建物の解体工事・新築工事に伴う調査について、島本町は積極的な対応をしていないと述べられており、3点の要望がされている。

1点目が「水無瀬離宮新御所跡と推定される関西電力社宅地の精密な発掘調査の実施」、2点目が「将来的な史跡指定を見据えた水無瀬離宮保存活用指導委員会の設置と、水無瀬離宮の継続的な学術調査の実施」、3点目が「水無瀬離宮の存在を周知徹底するため継続的な広報活動に努め、文化遺産として活用すること」である。

4ページの資料2をご覧ください。この要望書に対して、本町は、島教生第2161号、令和6年3月19日付けで回答した。

1点目の「水無瀬離宮新御所跡と推定される関西電力社宅地の精密な発

掘調査の実施」については、関西電力社宅地は、遺跡の範囲外であるため、文化財保護法に基づく、土木工事等の計画を記した届出の提出の必要はない。しかしながら、本町では、島本町文化財保護条例に基づき、遺跡の範囲外においても、全ての土木工事等に対して届出していただいている。今回の解体作業についても、既に届出を提出していただいております、解体作業の立会調査を実施するなど、積極的に対応しているところである。

また、解体作業後の開発行為についても、必要に応じて立会調査や試掘調査を実施するなど、従来どおり、丁寧に対応する。

その結果、遺跡を発見したら、開発内容の計画変更や発掘調査についての協議を行い、発掘調査を実施することとなったら、当然ながら、丁寧な発掘調査を実施する旨を回答した。

2点目の「将来的な史跡指定を見据えた水無瀬離宮保存活用指導委員会の設置と、水無瀬離宮の継続的な学術調査の実施」については、「発掘調査については、現在、水無瀬離宮に関連する遺構は、まだ広瀬遺跡と西浦門前遺跡の2例しか見つかっておらず、水無瀬離宮の範囲や位置を示す情報が稀薄な状況です。また、水無瀬離宮に関連すると考えられる遺構が見つかった広瀬遺跡や西浦門前遺跡周辺は、古くから住宅が広がっている地域であり、それらの周辺を自由に調査するのは困難な状況です。やみくもに分布調査等を行うのではなく、従来どおり開発に伴う調査を精緻に実施し、その中で重要な発見がありましたら、その際には、どのように調査を進めていくべきか、再度検討いたします。

その検討の際に、専門家の意見が必要な時は、まず、本町文化財保護審議会や各専門家に意見をいただき、対応してまいりたいと考えておりますが、保存活用指導委員会などの埋蔵文化財の保存活用に特化した専門家の組織的な意見が必要な時は、委員会等の設置について検討してまいります。」と回答を行った。

3点目の「水無瀬離宮の存在を周知徹底するため継続的な広報活動に努め、文化遺産として活用すること」については、「本町としても、水無瀬離宮の重要性については、十分に認識しておりますので、今後も、本町歴史文化資料館において水無瀬離宮に関する企画展、講演会、体験学習など

の各種イベントを開催してまいります。

また、ホームページなどの各種広報媒体を利用し、水無瀬離宮の周知を行い、文化財保護の普及啓発に努めてまいります。」と回答を行った。

次に、7ページの資料3をご覧ください。本回答文について、再度、「水無瀬離宮を未来へつなぐ実行委員会」から、令和6年4月10日付けで意見書が提出された。

8ページをご覧ください。要約すると、本町の方法では、水無瀬離宮の保護は進んでいないとのことでした。

次に、10ページの資料4をご覧ください。

この意見書に対して、本町は、令和6年5月8日付け島教生第132号をもって、回答を行った。

「関西電力社宅地の埋蔵文化財の対応については、令和6年3月5日の貴実行委員会との面談の際に本町から説明し、来庁された貴実行委員会の皆様にもご納得いただきましたが、令和6年3月19日付け島教生第2161号で回答したとおりです。

本町といたしましても、水無瀬離宮の重要性については、十分に認識しており、水無瀬離宮に関する各種イベントを実施するなど周知を行いながら、積極的な文化財の保護に努めております。

範囲確認調査については、古くから市街地化した平野部において、稀薄な情報を基に、やみくもに確認調査を実施するのではなく、従来どおり開発に伴う調査を精緻に実施していくことが効果的と考え、実施しています。その中で重要な発見がありましたら、どのように調査を進めていくべきか、必要に応じて専門家の意見を聞きながら、再度検討いたします。また、範囲確認調査については、国の補助金の対象となりますが、補助率は50%であり、費用の50%は町負担となるため、財政的にも困難であることをご理解ください。

なお、今回いただきました意見書については、町議会にも送付しております。」と回答を行った。

このように、「水無瀬離宮を未来へつなぐ実行委員会」から、2通の文書が出され、そして、いずれの文書も、本町が文化財保護を積極的に行っ

ていないかのように述べられている。

しかしながら、全くそのようなことはなく、関西電力社宅地の開発についても、遺跡の範囲外であっても解体作業の届出を提出していただき、積極的に立会調査を実施しているところであり、今後の開発についても提出していただいた届出を基に対応内容を精査し、適切に対応していく。

また、開発に伴わない試掘調査については、水無瀬離宮が存在する可能性が高い水無瀬離宮跡・広瀬遺跡周辺については、古くから市街地化しており、開発に伴わない試掘調査を実施することは現実的ではない。そのため、今後も引き続き、開発に伴う緊急発掘調査を行い、丁寧な調査を進めていく。

そして、水無瀬離宮の普及啓発については、現在も実施しているところであるが、今後も継続して実施していく。

第1号報告の「水無瀬離宮の保護と活用を求める要望書について」及び「水無瀬離宮の保護と活用を求める要望についての回答に関する意見書について」の事務局からの説明は、以上である。

会 長： 事務局からの説明について何か意見はないか。

委 員： 1回目の要望書が、令和6年3月5日付けで提出されているが、何故、2回目の意見書が提出されたのか、もう一度説明していただきたい。

1回目の要望書について、町はしっかりと回答を行ったにも関わらず、町は「誠意がない、十分ではない、誠実ではない」と述べている。このことについて、もう一度整理して説明していただきたい。

事務局： それでは、もう一度簡単に説明を行う。

当該地は、埋蔵文化財包蔵地の範囲外であるが、本町の条例により解体工事の「土木工事等計画届出書」を提出していただき、立会調査を行っている。

今後の対応としては、新しく行われる開発についても、同じ届出を提出していただき、その内容を精査し、必要に応じて立会調査や試掘調査を実施する。そして、立会調査や試掘調査などにより遺跡と考えられるものが発見された場合は、保存協議を行い、発掘調査を実施するか協議を行うと回答を行った。

しかしながら、2回目の意見書の際には、町の回答に対して、「試掘調査結果を基に、発掘調査を実施することが積極的ではない」と述べられており、試掘調査がどのような結果であろうと調査を行うことを要望されている。

また、そのように積極的ではないので、今後は、当該地以外の場所においても、開発に伴わない試掘調査を実施することを要望されている。

委員： 事前の試掘調査を行った上で、遺構・遺物が確認できなかったとしても発掘調査を実施することは現実的ではない。

他市町村の埋蔵文化財行政でも、試掘調査を行って、遺構・遺物が存在しないにも関わらず、発掘調査を実施するという事は行っていない。試掘調査の結果、遺構・遺物を確認できなかったにも関わらず、発掘調査を実施することは、文化財保護行政の通例から外れる行為である。試掘調査結果を基にせず、やみくもに行政指導を行うことは困難である。そのところを勘違いしないように、あえて事務局に説明いただいた。

特に、日本の文化財保護行政は、原因者負担制度により、発掘調査を実施しているのが現状である。原因者から「発掘調査実施の根拠を示せ」と言われた際に、「根拠はないが、発掘調査をさせていただきたい」と言わなければならない。そのような状況で、発掘調査を実施することは、非常に困難であると考えます。

1回目の要望書に対しての町からの回答で十分と考える。

事務局： 委員にご意見いただいたとおり、当該地については、埋蔵文化財包蔵地外であるので、まず開発に伴う試掘調査を実施し、遺跡と考えられるものが見つかったら、遺跡として登録後、事業主と保存や発掘調査について協議を行っていく。

当然、日本の発掘調査というのは、基本的に原因者負担で行っており、遺跡が破壊されるからこそ、原因者に発掘調査の費用負担をお願いしているところである。

そのため、現在のような、遺跡も見つかっていない状況において、発掘調査の実施を事業主に納得いただくことは難しい。

このことについても、「水無瀬離宮を未来へつなぐ実行委員会」の方々

に説明しているが、なかなかご理解いただけない状況である。

委員： 町教育委員会が、文化財保護行政から逸脱した行為を行っていたり、現行法を無視したりしているのであれば、この要望も理解できる。また、町教育委員会が、明らかに埋蔵文化財を軽視した開発を容認しているというのであれば理解できるが、そうではない。

試掘調査成果に関らず、発掘調査を実施するというのは、事業主に対して説得力がない。

大阪府教育庁文化財保護課からは、何か指導があったか？

事務局： 大阪府教育庁文化財保護課とは、綿密に連絡を取り合いながら、対応を行っているところである。

試掘調査で見つかっていない状況において、発掘調査を実施するのは難しいということは、大阪府にもご理解をいただいている。丁寧な試掘調査を実施し、遺跡と考えられるものが見つかったら、遺跡認定後、発掘調査などを行っていくという町の考え方に同意いただいている。

委員： 大阪府教育庁文化財保護課の指導内容について理解した。

しかし、「水無瀬離宮を未来へつなぐ実行委員会」からは、これからも継続して要望書が提出される可能性がある。

町が、現在できることは、解体工事の際の立会調査を丁寧に実施していくことである。広い面積の開発であり、土の中は見えないため、たまたま立会調査を実施した時、埋蔵文化財を確認できることがある。1回、2回だけ立会調査を実施するのではなく、「継続的に立会調査を実施する」という一文を次回のお返文に入れても良いであろう。

要望書の中に記載されているとおり、大正時代の石碑が建てられていることは確かである。そのため、それらの「先達の研究も参考にする」などといった現行の中でできる限りのことは実施するような文化財保護に対する姿勢を示す一文を、丁寧な表現で記せば、理解していただけると思う。

発掘調査費用の多寡は別にしても、原因者負担で発掘調査を実施する以上、発掘調査を実施する根拠がない。「試掘調査成果に関わらず、事業主に発掘調査の実施を納得していただくのは難しい」ということを繰り返すしかないと考える。

委員： 委員の意見は、町は現行法を踏まえて、手続きどおりのことは実施している。そして、立会調査を手抜きなく実施し、発掘調査の費用負担を行う事業主に対しての説明を丁寧に行うべきということか？

委員： そのとおりである。

繰り返しになるが、「先行研究を参考とする」と回答するのが良いと考える。今から約70年前に石碑が建てられている。やみくもに石碑が建てられたのではなく、当時、そのように考えた色々な条件があったものと考えられる。そのためにも、「私どもはやるべきことは徹底的に行った」と言えるようにしていただきたい。既に壊されている部分以外にも、遺跡が残っている場所もあるかと思うので、先行研究を参考にして、立会調査などを進めていっていただきたい。

また、繰り返しとなるが、立会調査は丁寧に実施すべきである。京都の例としては、とある現場において、鉄筋コンクリート造りの建物があり、既に地中梁が多く入っていた。その際に、たまたまであったのか、丁寧な立会調査を行った結果であるのか、その両方であるのかは不明であるが、遺構を確認できることがあった。そのため、「範囲内は徹底的に立会調査を実施した」と言えるようにしていただきたい。職員配置や予算の問題などもあるが、押し問答を続けても仕方がない。

「先行研究の成果を鑑みる」ということと、「立会調査を丁寧に実施する」と回答してみたら、どうであろうか？

事務局： 委員が述べられたとおり、令和6年2月1日付けで、解体工事の届出を提出していただいた後は、当然、1回だけの立会調査で終わっているわけではなく、継続的に実施している。現在は、建物の上部構造の解体がほとんどであるが、今後、基礎の撤去などが本格的に実施されることとなる。その際には、より丁寧に立会調査を実施することとなる。

今後、改めて、要望書が提出された際には、そのような文言を入れた上で回答するか検討する。

委員： 具体的な調査成果も公表していけば良いかと思う。

事業主や土地所有者に許可をもらった上で、しっかり公表しても良いであろう。

委員： 当該地は、更地となるのか？相当、広大かと思うが、面積はどれくらいか？

事務局： 正確な敷地面積は、今、資料を持ってきていないが、数ヘクタールとなる。

委員： ヘクタールということは、数万平方メートルということである。
それが全て更地となるのか？

事務局： 解体工事のスケジュールについては、現在、事業主と協議しているところであるが、基本的に現在建っている建物というのは、全て無くなり、その後新しい建物や宅地造成が行われると聞いている。

委員： 更地になるわけではないのか？

私は埋蔵文化財調査に詳しいわけではないので、どのような過程で進んでいくかわからないが、更地状態であれば試掘調査を実施しやすいのではないかと考える。

事務局： 現在は、解体工事のスケジュールを聞きながら、立会調査を行っているところであるが、今後は新しい建物に関する協議が進んでいくこととなる。試掘調査が必要と判断した場合においては、工事と試掘調査の日程を調整することとなる。敷地全体が更地となるタイミングがなかったとしても、適切な試掘調査が実施できるよう、協議を進めていくものである。

委員： 試掘調査が実施できる状態が一時的にでもあるのであれば、試掘調査を実施しないと、いつまで経っても強い要望が出されることとなる。解体工事の過程で更地となり、試掘調査が可能な時期があるのであれば、「何故、その時期に試掘調査をしなかったのか？」という問いかけが、恐らく出されるであろう。

委員： 立会調査の方法を、1つ具体的に述べることにする。

解体工事の方法は様々であるが、建物の上部構造の解体と基礎の撤去を同時にするのか、上部構造を解体した後に基礎の撤去を行うのかを確認する。

基礎の撤去を行う際には、必ず余掘りを行うので、基礎の撤去の掘削時には、まず基礎の下にどれぐらいの遺物包含層や遺構が残っているのかを確認する。そして、遺物包含層や遺構が残っていた場合は、事業主と基礎

の撤去方法を協議する。例えば、基礎を残したまま、周りを掘削するかどうかなど、基礎の撤去にも様々な方法があるかと思われるので、色々選択肢ができるであろう。

今の段階では、解体のスケジュールや工法については、具体的にわかっていないのか？

事務局： 現在は、大まかな解体のスケジュールを聞いている。まずは、上部構造の解体がいつ頃終わり、基礎の撤去がいつ頃始まるかなどを現地で打ち合わせしており、そのスケジュールに基づき、現地の確認を行っているところである。

委員： 最初に細かい方法については述べなかったのは、それぞれのやり方があると考えているためである。先ほど述べた立会調査方法が一番良いとは考えていないので、あくまで参考としていただきたい。

色々な方法があるが、文化財の保存のことも考えたら、上部構造の解体と同時に基礎を撤去するのか、上部構造を解体してから、基礎を撤去するのかなどといった解体の工法についても、一度事業主と話して、立会調査の進め方を決めるのも良いかと考える。

大きな建物であるため、相当地中梁が入っているかと思われる。基礎の撤去時に、遺構を破壊してしまったら、更地になったが、「解体工事の際に、遺構を全て破壊してしまった」という言われ方をする可能性も十分ある。

これは、非難がされるのが嫌なのではなく、埋蔵文化財が変な破壊のされ方をしないようにするためであるので、勘違いしないでいただきたい。

事務局： 現在、そのようなことについても、解体を行っている業者の方と打合せを行っているところであり、まずは上部構造から解体を行っていくと聞いている。何号棟の上部構造から解体を行っていく、その次は何号棟の上部構造の解体を行うか、そして、基礎はどの順番で撤去していくかなどを確認しているところである。

委員が述べるように、既存建物の建築の際の余掘りや基礎撤去時の余掘りもあるかと思う。今回の立会調査により、既存建物の基礎がどの深さまで入っているのか、遺跡が存在した場合に、余掘りによる影響がどれくらいあるかなども確認し、今後の試掘調査などの重要な資料としたいと考え

ている。

試掘調査を実施するかどうかは、今後の開発内容を基に提出していただいた届出を基に精査し、試掘調査が必要と判断した場合にはスケジュールなどを協議していくこととなる。敷地全体が更地となるタイミングがあるかどうかは、今後の協議により確認していくことであるが、試掘調査が必要と判断した場合は、敷地全体が更地となるタイミングがあるかどうかに関わらず、適切な調査ができるよう事業主と協議を行っていく。

発掘調査について、もう一度整理させていただくと、事業者から既存建物の解体工事を行うという届出が提出されており、今後、マンションが建設されると聞いている。

当該地は、文化財保護法に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲内ではない。他市町村では、埋蔵文化財包蔵地の範囲内であれば、提出された届出に基づき、解体工事の際の杭の抜取りや基礎の撤去などの地中に影響を及ぼすタイミングにおいて立会調査などにより確認を行う。それに対して、本町では、埋蔵文化財包蔵地の範囲内だけではなく、範囲外においても町の条例に基づき、地面を掘削する行為を行う際には、同様に調査をさせていただいている。

当該地の既存建物の解体工事においても、現在、上部構造の解体を行っており、それについても立会調査を行っているところであるが、基礎の撤去の際にも、立会調査をさせていただくので、その時に、委員からご意見いただいたような、地中の埋蔵文化財の状況の確認なども実施しながら、進めていく。

また、新たに建てる建物に対しての届出も提出されることとなるので、その届出により、建設工事の際の基礎掘削などの掘削行為の範囲や深さなどを確認した上で、立会調査や試掘調査などを実施していく。そのため、更地になった段階で「敷地全面の発掘調査を実施してください」と町から事業主に対して言うものではない。基礎掘削などにより地面を深く掘削すれば、地中に遺構が存在した場合、遺構を破壊することとなる。そのため、あくまでも、その範囲内に存在する遺構が破壊される前に記録保存を行うため、事業主と調査について協議していくというのが、今後の手続きの流れ

れである。

その記録調査の際に、水無瀬離宮に関する何か重要な発見があれば、当然、事業主と今後、計画変更などの保存、もしくは、記録保存調査を実施するのかなどについて協議するという流れになっていく。

委員からは、丁寧な説明をする必要があるのではないかとご意見をいただいたが、本町としても丁寧に説明はさせていただいている。「水無瀬離宮を未来へつなぐ実行委員会」の要望というのは、「町が主体となり、当該地の敷地全面の発掘調査を実施するべきである」という趣旨で提出されているのではないかと捉えているが、当該地の敷地全面を町の費用負担で実施するのは困難である。それに対して、島本町は積極的な調査を実施していないという意見につながっているのではないかと考える。

何度も述べるが、何か重要なものが発見された場合においては、当然、事業主と協議を行う。どのような対応をすることになるかは、見つかったものによって検討することとなるが、現時点において「敷地全面の発掘調査を町が実施する」という回答はできない。

丁寧な対応は、当然、これまでの全ての案件に対して行っているが、引き続き丁寧な対応を行っていく。

委員： 既存建物の基礎図面は見たことはあるか？

事務局： 既存建物の基礎図面については、解体工事の届出提出の際に、事業主から提出がなかったため、既存建物の基礎の深さや余掘りの範囲なども確認するために立会調査を実施しているところである。

委員： 既存建物の基礎図面があれば、その図面をもって説明することもできた。

委員： 町としては、しかるべき対応を行っていると、私自身も考えているが、先程から立会調査の質というのが問題となっているかと思う。埋蔵文化財調査については経験がなく、イメージしづらいが、立会調査の質を担保するのは、立会調査を行う職員の人数であるのか、回数であるのか、取り返しがつかないことが起こりそうな時に阻止できる姿勢であるのか？具体的なことを教えて欲しい。つまりは、非常に効果的な立会調査を実施していると言う事ができたら良いかと思うが、どのような立会調査が効果的であるのか、わかりづらいので説明して欲しい。

また、事業主から提出される届出というのは、かなり大雑把な内容であるのか？例えば、「7月から解体工事を行う」などの計画しか届出には記載されていないのか？そのため、具体的な段取りについては、その都度、事業主と話し合いながら実施していくというものであるのか？

事務局： まず、事業主から提出される届出についてであるが、文化財保護法に基づく埋蔵文化財包蔵地の範囲内の届出、本町の条例に基づく埋蔵文化財包蔵地の範囲外の届出のどちらにおいても、その内容については大きな違いはない。

例えば、建物の建設工事を予定している場合には、届出の添付図面として位置図、配置図、平面図、立面図、基礎断面図、基礎伏図などを提出していただくものであり、工事の段取りやスケジュールなどが記されたものではない。ただし、今回のような既存建物の解体工事などについては、既に既存建物の図面が失われている場合も多く、その際は平面図だけでも提出していただいている。当該地の開発についても、建物の平面図に解体工事を実施する場所や掘削位置を記したものが提出されている。

立会調査については、こういった調査方法が質の良いものであるかというのは難しいところであるが、例えば、単に解体工事の横から見ているだけではなく、安全上問題ないようならば、基礎抜取りの際に、発掘調査用具により地面を削り、地層の堆積状況を確認したり、その中に遺構・遺物が存在するかどうかを確認したりする。

また、立会調査の頻度などについては、今後、基礎の抜取り作業をどのように行っていくのかを確認しつつ、どれぐらいの頻度で実施するのが効果的かを検討しつつ、協議していきたいと考えている。

委員： 立会調査の際に、気を付けていただきたいのは、基礎を撤去する際というのは危ないので、安全面には十分注意していただきたいということである。基礎を撤去するという一番不安定なところに入っていくこととなる。解体業者と一緒に作業を行うといっても怖いものであるので、他の委員からも意見があったように、調査体制も含めて十分作戦を練った上で、無事故で進めていてもらいたい。

委員： 今回、行政の立場もよく説明いただいたと思う。埋蔵文化財包蔵地の範

囲外のところも実施しているにも関わらず、このように言われるのは大変かと思うが、町には頑張っていたきたい。

委員： 重要なところには、しっかりと立会調査を実施できるよう進めていってもらいたい。一時的にでも手抜きをして、そして、そこが致命的となると、また強い要求を行われたり、問題点を指摘されたりすることになりかねない。とにかく丁寧に、きめ細やかに実施していただきたい。

会長： 他に意見がなければ、第2号報告の尾山遺跡泉跡再現遺構の完成について事務局より説明をお願いする。

事務局： 11ページの資料5をご覧ください。

本報告は、令和5年度第1回島本町文化財保護審議会の時に、第1号議案「尾山遺跡池泉跡移築復元について」としてご説明させていただき、委員からいただいたご意見やその後、実施したプロポーザルにより選定した事業者との協議内容を基に泉跡を再現したものが、令和6年3月22日をもって完成したのでご報告するものである。

なお、令和5年度にいただいた意見などにより、呼び方は「池泉跡」よりも「泉跡」、「移築復元」ではなく「再現」の方が良いということをお教えいただいたので、「尾山遺跡池泉跡移築復元」から「尾山遺跡泉跡再現遺構」と改めている。

プロポーザルにより選定した事業者は、植彌加藤造園株式会社という寛永元年（1848）から京都南禅寺界隈で活躍している造園会社である。また、文化庁の選定保存技術保存団体である文化財庭園保存技術者協議会の会員も在籍しているような、伝統的な造園技術を有した会社に引き受けていただいた。

さらに、京都芸術大学 日本庭園・歴史遺産研究センター所長 仲 隆裕教授に、植彌加藤造園株式会社のアドバイザーとして入っていただき、本町も本審議会の鈴木委員にご意見をいただきながら、工事の詳細を決めていった。

12ページをご覧ください。

前回の審議会において、「かさ上げして再現すると、見た時のイメージが変わるのではないか」というご意見をいただいた。そのため、極力、違

和感をおさえるよう、主な鑑賞場所となる案内板がある東側、ケヤキのある西側からなだらかになるよう努めた。

南側は、公園の敷地ぎりぎりに土留めを行い、直角に立ち上げて施工した。これにより、再現した遺構を南側に寄せることができ、公園外から見えやすくすることができた。また、南に寄せることにより、北側の鑑賞スペースを広くとることができ、車椅子の方も通行できる幅を確保することができた。

また、発掘調査の際には、泉跡の南壁付近においてケヤキが見つまっている。15ページをご覧いただきたい。下側に茶色の根が記されており、横にケヤキと書いているものである。再度、12ページをご覧いただきたい。先ほど、15ページで見ていただいたケヤキを、泉跡の西側に本物のケヤキを植えることにより再現している。

次に、13ページをご覧いただきたい。立面図であるが、簡単に乗り越えることができないよう柵の高さを1.2mとし、鑑賞のしやすさ、耐久性の高さ、圧迫感のなさ、周辺との調和などを考慮して、横木の本数や太さ、材質などを決定した。

また、下側の図面は、東側を示しているが、案内板は、見やすい角度などを現地にて調整しながら、設置した。

次に、14ページの断面図をご覧いただきたい。来場者が、柵の外から底まで見えるように工夫しており、底には水が溜まらないよう雨水枡を設置した。そして、雨水枡の蓋が人工的なものであると異物感があるため、周りと同様に砂を蓋に貼り付けた上で、石を接着するなど、仲アドバイザーの意見も取り入れながら、異物感が生じないよう工夫した。

次に、15ページの泉跡の平面図をご覧いただきたい。黄色の景石については、3Dデータや図面などを基に測量して配置しており、他の石材については雰囲気再現するよう配置している。

前回の審議会において、「泉だけではなく、周辺の溝跡も再現しないのか」とご意見いただいたが、泉跡から溝跡が繋がっていたことがわかるように、北の溝跡、図面上の上で泉跡と接続する排水部221溝と南の溝跡、図面上の下で泉跡と接続する排水部162溝の出始めも含めて再現した。

次に、16ページをご覧ください。上段が、内部構造を記したものであるが、見えない下層部分についても、遺跡から出てきた土を使用している。そして、その上に保護層として樹脂モルタルを貼り、その樹脂モルタルに発掘調査時に採取していた砂を貼るなど、極力、発見時の雰囲気が変わるよう、再現した。

17ページは案内板の完成図である。

次に、18ページの案内板の板面をご覧ください。

板面の色彩は、島本町のイメージカラーのミハナダ色と琥珀色を基調とした。板面の作成にあたって留意したことは、文章量を極力減らし、図と写真を多くして、興味を持ちやすいようにしたことである。そして、詳しく内容を知りたい方は、案内板の右下にQRコードで詳しい情報を知ることができるようにも工夫した。

19ページは、柵の完成図である。南側に対して、北側が低くなるが、北側の低い場所は、横木を2本にして圧迫感が無いよう工夫した。

次に、資料6として、20ページから24ページまでに、工事中の各工種の写真を添付しているので、参考にご覧いただきたい。

25ページの資料7をご覧ください。

こちらは、先ほど18ページでも説明したが、案内板のQRコードを読み込んだ際に、見ることができる内容である。文章が長いため、後で読んでいただけたら良いかと思うが、泉跡の西側で見つかった御所池瓦窯跡についても案内板が欲しいという要望があったので、併せて、御所池瓦窯跡の説明も入れている。

30ページをご覧ください。30ページから31ページまで、先程説明した御所池瓦窯跡の説明を入れているが、さらに、次の32ページの「御所池瓦窯跡第1号窯」という紫の文字をクリックするとより詳しい内容を知ることができるようになっている。クリックすると見ることができる内容が、33ページの資料8である。

事務局からの泉跡再現遺構に関する説明は以上であるが、審議会の委員、工事を行った事業者、アドバイザーなどから多くの意見をいただき、今回の泉跡再現は素晴らしいものとなったと考えている。今後は、この泉跡が、

住民や来町された方に親しまれるよう、周知や活用に努めてまいりたい。

事務局からの第2号報告についての説明は以上である。

会 長： 事務局からの説明について何か意見はないか。

委 員： 今回、泉跡が整備されたことにより、町の文化財として、広く発信されるものとなるかと考える。

18ページに案内板の板面が示されているが、このような案内板の問題点としてよくあるのが、和暦しか表記されていないことである。「令和2～3年に実施した」や「令和6年3月 島本町教育委員会」と記載されているが、令和3年や令和6年という表記は、一体西暦何年かということがわかりづらいので、やはり西暦は併記した方が良いのではないかと考える。今はわかるであろうが、数年後には、令和6年は何年前であったかややこしくなるであろう。例えば、平成5年と令和3年は、何年空いているかなど、いちいち計算しなければいけない。そのため、このような案内板については、必ず西暦を併記する必要がある。今回の案内板については、既に完成しているので、今後の案内板については西暦を併記するようにしていただきたい。

事務局： 板面については、太陽光の影響などにより耐用年数は10年、15年前後と聞いている。板面が見づらくなつた際には、西暦を併記するかどうかも含めて検討する。

委 員： ここまできちつとした遺構の再現を行ったのであれば、広報発表などは考えているか？

せっかくであれば、住民や子どもたちなど、広く知って欲しい。今の子どもたちは泉を知らないであろうから、授業などでも使って欲しい。そのため、広報発表を考えていないようであれば、是非積極的に考えていただきたい。

事務局： 現在、事務局で考えている活用方法としては、まず町立歴史文化資料館において、泉跡の再現遺構に関する企画展を開催を予定している。その企画展自身は、大規模なものではないであろうが、本日、説明した内容なども含めて、企画展で周知していきたいと考えている。

また、この企画展の会期中には、展示解説を複数回実施する予定である

が、現地においても完成の報告会として再現遺構の解説を行い、周知していこうと考えている。

これらの企画展やイベントに合わせて、町ホームページなど色々な方法で広報活動を行っていこうと考えているところである。

委員： 高槻市に記者クラブなどがあるかと思うが、記者クラブへの資料提供などは行っているのか？

事務局： 記者発表や記者クラブへの情報提供などは、現在のところ、行っていない。

委員： 泉跡の再現遺構は、完成していたのか？

事務局： 令和6年3月22日に完成した。

委員： 再現工事の途中で見たが、その際には鈴木委員もいて、細かく指示を行っており、これは良いものができると感じた。

まだ見ていない委員も、実際に見ていただけると納得されるのではないかと思った。

事務局： 泉跡の再現遺構については、車を用意しているので、本審議会終了後、ご都合が良ければ、ご覧いただきたいと考えている。

委員： あとは、活用である。徐々に熱が冷めていくと遠のいていくものである。是非熱が冷めないように努めていただきたい。色々な活用方法があり、言うは易く行うは難しであるが、こどもや孫たちに伝えられるようにして欲しい。そうすれば、いたずらもされないし、大事にされるであろう。いたずらなどをされて、事故があっても困るので、是非熱が冷めないよう、みんなで努力していきたい。

会長： 他に意見がなければ、第3号報告の水無瀬家所蔵資料調査について事務局より説明をお願いします。

事務局： 38ページの資料9をご覧いただきたい。

はじめに、1番目の「調査年度」についてである。昨年度の審議会でもご報告したとおり、令和5年度から令和9年度の5か年の予定で実施しており、本年度は2年目である。

続いて、2番目の「資料数について」である。資料の総数は、昨年度の審議会では、およそ12,000点とご報告したが、令和5年度の調査を

通じて数量の把握をしたところ、およそ総数15,300点と判明した。もちろん、現在調査中であるので、多少の変動も想定しているが、概ねの総数自体は大きく変わるものではないと思われる。その内訳であるが、近世文書は約300点、近世・近代和歌資料はともに約2,200点、一番数量の多い近代文書は約10,600点である。

3番目の「令和5年度の調査成果について」である。上記の内訳ごとに説明させていただく。

(1)の「近世文書」であるが、こちらは全点の目録を作成し、目録の再チェックも終了した。

(2)の「近世和歌資料」については、全点の調書を取り終え、それらをエクセルデータとして整備した。

(3)の「近代文書」であるが、近代文書は数量も多く、内容も多岐にわたる。その中でも、令和5年度は、社殿や茶室の営繕関係資料のほか、水無瀬忠政の貴族院子爵議員時代の関係資料や、主に明治初期の神仏分離以降に綴られた「社務日誌」などの目録を作成した。その他、神社運営に伴う経費関係書類の目録化に努めた。

最後の(4)の「近代和歌資料」については、約170点の調書を作成し、近世和歌資料と同じようにエクセルデータとして入力を終えた。

そして、39ページに写真を掲載しているが、これら調査済みの資料については、必要に応じて薄葉紙などで梱包を行い、文書保管箱や特にデリケートな資料については、中性紙の古文書箱に収納した。

写真1は、主に近代資料の保管状況である。

写真2は、近世・近代資料の中でも、日記・日誌類であり、脆弱な資料は薄葉紙で梱包している。

写真3は、近世和歌資料の収納状況であり、すべて中性紙の古文書箱に収めている。

次に、40ページの資料10をご覧いただきたい。令和5年度の調査概要として、本調査に携わっている各専門の調査員による資料紹介を本町のホームページ上で公開したものである。

38ページの4番目の「令和6年度調査について」に戻る。

(1)の「近世文書」については、目録の作成が終わったので、その目録をもとに古文書ラベルを作成し、資料に貼り付ける作業のほか、一部資料の翻刻や写真撮影を行う予定である。

(2)の「近世和歌資料」については、調書のエクセルデータをもとに目録として整えていく作業を行うほか、資料の撮影及び一部資料の翻刻を実施する予定である。

(3)の「近代文書」については、現在目録作成中の経費関係の書類の調査を引き続き進めるほか、書簡類や広告資料、華族関係の書類が未だ手付かずであるので、それら資料の目録作成に着手する予定である。

(4)の近代和歌資料については、引き続き、調書・目録の作成を実施する予定である。

そのほか、令和5年度同様、令和6年度においても、成果の概要をホームページ上で公開するほか、調査成果の経過報告として、企画展や調査説明会の開催、コラムの作成等を予定している。

事務局からの第3号報告についての説明は以上である。

会 長： 事務局からの説明について何か意見はないか。

委 員： 大変な目録作成作業であると思う。

39ページの写真3の近世和歌資料は中性紙箱を使用しているが、写真2の近世・近代資料は役場で普通に使われているような文書箱が使用されている。本来であるならば、両方、中性紙箱を使用することが望ましいと考えるが、この点については、どのように考えているのか？

事務局： 委員の指摘のとおり、写真3は近世の和歌資料であり、中性紙箱に収納している。他の近世文書の資料数は300点と報告したが、それらについては同様に中性紙箱に収納している。

一方、近代文書について、量がたくさんあり、現在のところは写真2の段ボール製の文書箱に収納しているが、今後の収納方法については、調査を統括している調査員達、大阪府、文化庁と協議した上で、必要な措置を講じていきたいと考えている。

委 員： 近代文書の史料数が多く、整理が大変であるかと思う。その一方、近世文書の資料数があまりにも少なすぎる。これは、本来あったはずの近世文

書が散逸しているためであろう。だから、もう既に完全に失われているのかどうか、水無瀬家の家政を担っていたと考えられる水無瀬家の家臣の家々を調べてみてはどうであろうか？

近世については、和歌を中心とした資料となっているため、江戸時代という長い期間にわたる水無瀬家の家政がわかりにくい。本来は、近代を上回るほどの量の近世文書が存在したはずである。それらの文書が水無瀬家に残されていないというのは、恐らく水無瀬家の経営は家臣たちが全て担っていたのであろう。それらの家々を調べてみて欲しい。

委員： 302点の近世文書というのは、どのようなものが含まれていたのか？

事務局： 目録をより深く読み込む必要があるが、書状や書付が多い。特に、後鳥羽院の遠忌法要の次第、寄付の取付、献上品の目録などがあるが、委員のご指摘のとおり土地関係のものは少ない。

また、近世文書が、あまりにも少ないという点であるが、確かに割合からすると非常に少ない。今回の水無瀬家所蔵資料調査という事業は、文化庁からの補助金を使用して実施しているものであり、資料の散逸を防ぐため、また、今後の利用に供せるようにするために、水無瀬家が所蔵している資料の目録を作成するというのが、一番のミッションである。この水無瀬家が所蔵している資料の目録作成を5年間で実施していくという事業であるため、この事業内では水無瀬家の家臣についての調査を実施することは難しい。

水無瀬家の領地経営に関する資料が非常に少ないということであるが、現在、広瀬村の資料調査も進めたいと考えている。これからの調査となるので、まずは目録作成からであるが、水無瀬家の領地内である広瀬村の文書や他の神社が所蔵している文書の調査を進めていき、その中で水無瀬家と関わるものがあれば、今回の水無瀬家所蔵資料調査の成果とあわせて、見えてくるものがあると考え。そのため、水無瀬家所蔵資料調査を進めながら、広瀬村の古文書の整理など、他の文書の整理も進めていきたいと考えている。

委員： 今回の水無瀬家所蔵資料調査とは別になっているが、水無瀬家文書という中世文書が思い浮かぶ。この中世文書は、島本町や水無瀬家の宝と呼

べるものであろうが、今後、どのように扱っていくつもりであるのか？

今後の保存や活用については、水無瀬神宮の意向もあるかと思うが、町としても、この中世文書を眠らせておく手はないかと思う。どのように考えているのか？

事務局： 令和5年度の本審議会においても少し触れたが、委員が述べられているのは、水無瀬神宮文書と呼ばれているものであり、近世文書を若干含む中世文書のことであるかと考える。これらの文書については、戦前に大阪府から報告書が刊行されている。

今回の水無瀬家所蔵資料調査については、先程も述べたとおり、文化庁からの補助金を使用して実施している事業であり、原則、一度調査を行った資料というのは対象外である。

しかしながら、中世文書をほったらかしにするわけではない。中世文書については、今回の水無瀬家所蔵資料調査が始まる前の令和4年度から、大阪府が京都府立大学と合同で整理や調査を実施しているところである。この調査については、大阪府や京都府立大学が、水無瀬神宮が行った際に、町も少し関わっているものの、大阪府の方が大阪府指定文化財の指定を念頭において、調査を進めていると聞いている。このように、大阪府が調査を進めているが、現在、町が実施している資料と同じ水無瀬神宮で伝来してきた資料であるため、大阪府や文化庁と協議しながら、今回の水無瀬家所蔵資料調査の中で実施するかどうかも含めて協議していきたいと考えている。

今後の活用については、水無瀬家が所蔵している資料であるため、まずは水無瀬家の意向が大事とは思っている。水無瀬家からの了承をいただきながら、進められている事業であるので、まずはしっかりと調査をさせていただく。所有者の意向もあるが、今回の調査により判明したことを、可能な限り住民にも伝えることができれば良いと考えている。これらの資料は、当然、水無瀬家のものであるが、住民の財産でもある。具体的な活用方法については決定していないが、所有者や本審議会に相談させていただきながら、一番良い方法で保存及び活用を行っていききたいと考えている。

会 長： 他に意見はないか。

事務局より他に何かあるか。

事務局： 現在、町立歴史文化資料館において開催している企画展について報告する。

本町の武内神社にある夏の禹王の石碑について紹介する。中国の夏の王の伝承が、何故、武内神社にあるのかということ、今回改めて取り上げた。今回の企画展開催にあたり、調べてみると禹王の遺跡や民間伝承などを知ることができた。昨今、洪水などの被害が増えている中、治水というものが、住民とどうつながっているのか、災害のことと同時に、禹王に関する信仰についても知っていただきたいと考えて取り上げたものである。

会 長： この案件について何か意見はないか。なければこれにて、文化財保護審議会を閉会とする。